

平成29年6月14日

株 主 各 位

滋 賀 県 草 津 市 青 地 町 1 0 0 0 番 地

川重冷熱工業株式会社

代表取締役社長 能 美 伸 一 郎

第46期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申しあげます。

さて、当社第46期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合には、お手数ながら後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」をご検討くださいまして、**同封の委任状用紙に議案に対する賛または否をご表示いただき、ご押印のうえご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月29日(木曜日) 午前10時
2. 場 所 草津市大路2丁目11-51
草津商工会議所 コミュニティーホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項

報 告 事 項 第46期 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで) 事業報告の内容、計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第 1 号 議 案 剰余金の処分の件
- 第 2 号 議 案 株式併合の件
- 第 3 号 議 案 取締役8名選任の件
- 第 4 号 議 案 監査役2名選任の件

各議案の内容は、後記「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」に記載のとおりであります。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
 - ◎ 事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ(<http://www.khi.co.jp/corp/kte/>)において修正後の事項を掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

I. 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

わが国経済は、政府及び日銀の各種政策の効果などから雇用環境や企業収益は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、世界経済は、中国並びに新興国経済の停滞や、英国のEU離脱、米国新大統領の政策など、今後の展開や影響に一層の注意が必要な状況となっています。

当社を取り巻く事業環境は、設備投資は全体として持ち直しの動きに足踏みがみられるものの、熱源設備（吸収冷温水機・ボイラ）の需要は横這いから、やや微増で推移いたしました。

このような事業環境の下、当社が近年注力している保守点検・改修改造工事（以下、メンテナンス工事）が順調に推移したこと等により当事業年度における受注高は、前期比5億11百万円増加の178億67百万円、売上高は、前期比10億77百万円増加の178億40百万円となりました。

事業別には次のとおりです。

空調事業では、受注高はメンテナンス工事の受注が好調に推移したものの、競争が激化している吸収冷温水機のシェアが伸び悩んだこと等により、前期比1億25百万円減少の113億66百万円となりました。売上高は吸収冷温水機の付帯工事付物件並びにメンテナンス工事の増加により、前期比5億28百万円増加の116億35百万円となりました。

ボイラ事業では、受注高は貫流ボイラ機器並びにメンテナンス工事の受注が好調に推移したことにより、前期比6億36百万円増加の65億円となりました。また売上高はメンテナンス工事の増加により、前期比5億49百万円増加の62億5百万円となりました。

利益面では、営業利益は、機器に付帯工事付の大型物件があったこと並びにメンテナンス工事が増加したこと等により、前期比3億55百万円好転の7億67百万円、経常利益は、前期比2億85百万円好転の7億73百万円となりました。当期純利益は、特別利益として中国での合弁事業解消に伴う関係会社出資金売却益2億38百万円並びにそれに伴う為替差益93百万円を計上したことにより、前期比7億76百万円好転の9億15百万円となりました。

2. 設備投資等の状況

当事業年度の設備投資につきましては、生産性向上の設備並びに経常設備など総額3億28百万円の設備を完成いたしました。

3. 資金調達の状況

当事業年度において、特別の重要な資金調達は行っておりません。

4. 財産及び損益の状況の推移

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (当46期)
受 注 高 (百万円)	16,424	16,966	17,356	17,867
売 上 高 (百万円)	16,773	16,644	16,762	17,840
経 常 利 益 (百万円)	471	452	487	773
当 期 純 利 益 (百万円)	404	161	139	915
1株当たり当期純利益 (円)	24.08	9.62	8.28	54.55
総 資 産 (百万円)	12,688	12,626	12,550	14,059
純 資 産 (百万円)	4,225	4,283	4,322	5,143

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式控除後）により算出しております。

5. 重要な親会社及び子会社等の状況

(1) 親会社との関係

当社の親会社は、川崎重工業株式会社であり、同社は当社の株式を13,970千株（議決権比率83.53%）所有しております。なお、当事業年度における同社の当社株式保有数の変動はありません。

当社は、親会社に対し、当社製品の一部を販売し、そのメンテナンスを請負っております。

(2) 親会社等との間の取引に関する事項

当社は、親会社である川崎重工業株式会社との間で重要な取引を行うに際しては、その取引が当社の利益を害することがないように、一般取引先との取引条件を念頭に、親会社の担当部門と協議を行い適正な取引条件の実現を図っています。親会社との資金の貸付、借入については、親会社が設定したグループファイナンスによる貸付、借入を行い、その金利は市場金利を勘案したものとなっています。

当社取締役会は、上記の対応により適正な取引実現のために必要な措置が講じられていると判断しております。

(3) 子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 関連会社の状況

該当事項はありません。

なお、関連会社であった同方川崎節能設備有限公司（中国）については、平成28年10月26日に持分譲渡契約を締結し、同方川崎節能設備有限公司の当社持分をすべて譲渡しております。

6. 対処すべき課題

当社を取り巻く事業環境は、東日本大震災以降のエネルギー事情の変化により、エネルギー利用方法の多様化・分散化・効率化が求められるようになりました。当社は、省電力・省エネルギー・省CO₂など環境対策を核としたソリューション提案営業を積極的に展開し、エネルギー自由化時代に向けてより高度な技術要求に応えるよう努めてまいります。

空調事業では、エネルギー利用の多様化や電力需要のピークカット効果の観点からガスや温水・太陽熱を利用可能な吸収冷温水機が見直されております。この様な中で、当社は「省電力」「高効率」「排熱の高度利用」をキーワードに、機器単体のみでなく空調設備全体の省エネルギーを提案するソリューション営業活動の更なる強化に取り組んでまいります。また、主力機種である吸収冷温水機「エフィシオ」については、平成27年4月の主要機種ラインアップ完了により、業界トップレベルの高性能・高効率を前面に、更なる拡販に努めてまいります。さらに、海外事業については、引き続き東南アジア等の吸収冷温水機の需要がある国々に対しての営業を強化してまいります。

一方、ボイラ事業では、貫流ボイラを中核製品と位置づけ、大型貫流ボイラ「イフリート フェルサ」に続き、小型貫流ボイラ「WILLHEAT（ウィルヒート）」を業界最長となる15年の長期保証付きで平成28年10月に販売開始し、お客様の高効率・省エネルギーへの要望に幅広くお応えすることでこの市場でのシェアアップを図ってまいります。また、「排熱の高度利用」を目指し、川崎重工グループのガスタービン、ガスエンジンを中心に、排熱ボイラ「RG」、「RF」を積極的に採用いただけるよう取り組んでまいります。海外事業については、マレーシアにおける海外営業拠点を活用し、東南アジア市場でも、機器・メンテナンスを合わせた営業活動を展開し、事業拡大に努めてまいります。

両事業に関連するメンテナンス工事については、当社の空調・ボイラ機器本体のメンテナンスに加え、付帯設備まで幅を広げた総合メンテナンス体制を構築し、メンテナンス範囲の拡大を推進してまいります。また、当社の空調・ボイラ機器の高信頼性、耐久性の特長を活かした製品保証付きメンテナンス契約の提案活動を積極的に展開するなどにより、更なる売上の増加に努めてまいります。

7. 技術・販売提携の状況

相手方の名称	国 籍	内 容	対 象 製 品
GIKOKO KOGYO INDONESIA社	インドネシア	技 術 供 与	炉 筒 煙 管 ボ イ ラ
MEHR ASL MANUFACTURING 社	イ ラ ン	技 術 供 与	吸収冷温水機、吸収冷凍機
株式会社IHI汎用ボイラ	日 本	業 務 提 携	汎 用 ボ イ ラ 全 般

8. 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

当社は、空調機器、汎用ボイラの製造、販売並びにメンテナンス工事（改修改造工事・メンテナンス）を行っており、その内容は次のとおりであります。

区 分	主 要 営 業 品 目
空 調 事 業	吸収冷温水機、吸収冷凍機、改修工事、改造工事、部品販売、メンテナンス
ボ イ ラ 事 業	水管ボイラ、炉筒煙管ボイラ、貫流ボイラ、排熱ボイラ、改修工事、改造工事、部品販売、メンテナンス

9. 本店及び事業所（平成29年3月31日現在）

- (1) 本 店 滋賀県草津市青地町1000番地
- (2) 工 場 滋賀県草津市青地町1000番地
- (3) 本社、支社、支店、出張所

本 社	東京（東京都江東区）、大阪（大阪市）
支 社	東日本（東京都江東区）、中日本（名古屋市）、西日本（大阪市）
支 店	札幌、仙台、北関東（埼玉県白岡市）、新潟、金沢、京滋（滋賀県守山市）、神戸、広島、高松、福岡
出 張 所	松本、静岡、岡山

10. 従業員の状況（平成29年3月31日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
495名	2名増	40.6歳	16.1年

11. 主要な借入先の状況（平成29年3月31日現在）

該当事項はありません。

Ⅱ. 会社の株式に関する事項（平成29年3月31日現在）

1. 株式の状況

- (1) 発行可能株式総数 56,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 16,830,000株(自己株式51,276株を含む)
- (3) 株主数 649名
- (4) 大株主上位10名

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
川 崎 重 工 業 株 式 会 社	13,970千株	83.26%
川 重 冷 熱 取 引 先 持 株 会	1,423	8.48
宗 教 法 人 萬 福 寺	100	0.60
川 重 冷 熱 従 業 員 持 株 会	66	0.39
株 式 会 社 シ ガ M E C	59	0.35
日 本 汽 力 株 式 会 社	59	0.35
丸 茶 株 式 会 社	44	0.26
株 式 会 社 二 葉 工 業 所	37	0.22
株 式 会 社 工 成 舎	30	0.18
古 市 一 雄	30	0.18

- (注) 1. 記載数値は表示単位未満を切り捨てております。
2. 当社は、自己株式を51,276株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
3. 持株比率は自己株式を控除して算出しております。

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況

(平成29年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職状況
代表取締役社長	能 美 伸一郎 のう み しんいちろう	
代 表 取 締 役	乃 村 春 雄 の むら はる お	社長特命事項担当
取 締 役	治 良 整 はる なが ただし	技術総括および品質保証担当
取 締 役	篠 原 進 しの はら すすむ	生産総括室長
取 締 役	螺 澤 雅 人 かい ざわ まさひと	企画室長 兼 経営管理部長
取 締 役	植 村 博 うえ むら ひろし	営業・サービス総括室長
取 締 役	古 山 雅 之 こ やま まさゆき	社長付
取 締 役	細 川 勝 伸 ほそ かわ かつ のり	(川崎重工業(株)理事ガスタービン・機械カンパニー企画 本部長 兼 企画部長)
常 勤 監 査 役	内 藤 剛 ない とう ごう	
監 査 役	東 風 龍 明 とう ふう りゅう あき	(弁護士、早駒運輸(株)社外監査役)
監 査 役	板 井 敏 幸 いた い とし ゆき	(川崎重工業(株)ガスタービン・機械カンパニー コンプライ アンス部長)
監 査 役	横 山 慎 二 よこ やま しんじ	(川崎重工業(株)企画本部関連企業総括部 基幹職)

- (注) 1. 平成28年6月29日開催の定時株主総会における異動は次のとおりであります。
取締役 吉栖正尚、藤澤薫の両氏は、任期満了により退任し、新たに、螺澤雅人、植村博、
細川勝伸の3氏が取締役に選任され、就任いたしました。
監査役 秋田泰男氏は、任期満了により退任し、新たに、板井敏幸、横山慎二の両氏が監査
役に選任され、就任いたしました。
2. 監査役 横山慎二氏は、川崎重工業(株)において長年にわたり経理業務に携わってきた経験が
あり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 内藤剛、東風龍明の両氏は社外監査役であります。
なお、東風龍明氏は東京証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員であります。
4. 平成28年6月29日付けにて、「地位」及び「担当及び重要な兼職状況」に次のとおり変更が
ありました。
- | | | |
|---------|-------|-----------------------------|
| 代表取締役社長 | 能美伸一郎 | |
| 代表取締役 | 乃村春雄 | 社長特命事項担当 (同方川崎節能設備有限公司副董事長) |
| 取締役 | 治良整 | 技術総括および品質保証担当 |
| 取締役 | 篠原進 | 生産総括室長 |
| 取締役 | 螺澤雅人 | 企画室長 兼 経営管理部長 |
| 取締役 | 植村博 | 営業・サービス総括室長 |
| 取締役 | 古山雅之 | 社長付 |
5. 平成28年10月28日付けにて「担当及び重要な兼職状況」に次のとおり変更がありました。
代表取締役 乃村春雄 社長特命事項担当
6. 平成29年4月1日付けにて「担当及び重要な兼職状況」に次のとおり変更がありました。
取締役 螺澤雅人 企画室長

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、非業務執行取締役及び監査役全員と同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める最低責任限度額であります。

3. 取締役及び監査役の報酬等の総額

	報 酬 等 の 総 額	支 給 員 数
取 締 役 (うち社外取締役)	80,155千円 (0千円)	8名 (0名)
監 査 役 (うち社外監査役)	15,962千円 (15,962千円)	2名 (2名)
合 計 (うち社外役員)	96,117千円 (15,962千円)	10名 (2名)

- (注) 1. 上表は、当事業年度に係る役員の報酬等の総額と支給対象となった員数を示しております。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与を含んでおりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成16年6月29日開催の第33期定時株主総会において年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成5年6月29日開催の第22期定時株主総会において年額25,000千円以内と決議いただいております。
5. 平成28年6月29日開催の第45期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名（非社外取締役）の在任中の報酬等の額が含まれております。
6. 平成28年6月29日開催の第45期定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名並びに社外監査役1名は無報酬のため、除いております。
7. 平成28年6月29日開催の第45期定時株主総会において選任され、就任した役員のうち、取締役1名（うち社外取締役0名）及び監査役2名（うち社外監査役0名）は、無報酬のため、除いております。

4. 社外役員に関する事項

監査役のうち、内藤剛、東風龍明の両氏は社外監査役であります。

- (1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ①東風龍明氏の兼職状況は「1. 取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。
- ②東風龍明氏が兼任されています早駒運輸株式会社と当社との特別の関係はありません。
- (2) 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く）との親族関係
- 該当事項はありません。

- (3) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席及び発言の状況
社外監査役	ないとう 内藤 剛	当事業年度開催の取締役会18回全てに出席、監査役会15回全てに出席し、経営管理部門長の経験を活かした発言をそれぞれいたしました。
社外監査役	こ東 ち風 たつ 龍 あき 明	当事業年度開催の取締役会18回全てに出席、監査役会15回全てに出席し、法務に関した弁護士活動の経験を活かした発言をそれぞれいたしました。

5. 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、従前より社外取締役の選任について検討しておりましたが、前回改選期には適切な候補者が見つからなかったため、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。

しかしながら、今般の会社法改正やその他の社会情勢の変化などを踏まえ、精力的に適切な社外取締役の人選に努めましたところ、適任者を得ることができませんでしたので、第46期定時株主総会に社外取締役候補者を含む取締役選任議案を上程いたします。

IV. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払金額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	21,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区別ができないため、上記金額は合計額で記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に規定する事由（職務上の義務違反等）に該当すると判断する場合には、同条第2項の規定に従い、監査役全員の同意により解任することとしております。その場合には、同条第3項の規定に従い、その旨及び解任の理由を株主総会に報告することとしております。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務停止処分に係る事項

該当事項はありません。

6. 会計監査人と締結している責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

7. 当該事業年度中に辞任又は解任された会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

V. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制並びに当該体制の運用状況

当社は、会社法第362条第5項に従い、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を決議し、その後、実施状況及び諸情勢の変化等に応じて、必要な見直しを行うものとしている。

また、内部統制システムの運用状況については、期末に評価を行い、適切に運用されていることを確認する。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人に対して、「川重冷熱工業企業倫理規則」で規定する「企業人としての倫理規範の実践」、「人格・人権の尊重と差別の禁止」、「環境保全の促進」、「法令及び会社のルールへの遵守」及び「適正な会計処理及び財務報告の信頼性の確保」といった「企業倫理の基本理念」を義務付け、法令及び定款を始めとする当社の諸規則等を遵守することを徹底する。

そして、社長を委員長とする「企業倫理委員会」「CSR委員会」を設置して全社にわたるコンプライアンス体制を構築し、法令及び定款の遵守に関する教育・啓発活動を継続的に実施する。

一方、使用人が法令及び定款違反或いは、社会通念に反する行為を知ったときは、弁護士等を通して通報できる「内部通報・相談制度」を適切に整備し、コンプライアンス体制の充実を図る。

また、社長直轄の内部監査部門を設置している。内部監査部門は、業務全般について、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行手続き及び内容の妥当性等について定期的に内部監査を実施し、社長に対してその報告を行う。

(運用状況)

- ①「企業倫理委員会」を1回、「CSR委員会」を4回開催し、各議題についての、審議、業務執行状況等の必要な報告を行いました。
- ②内部監査部門は、内部統制の視点から業務監査・コンプライアンス監査を実施しました。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行の状況を記録するため、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書の保存・管理を確実に行うとともに、その他重要な職務執行に係る情報については、社則に基づき適切な方法により、定められた期間、保存・管理する。

また、取締役、その他の権限ある者が必要に応じてそれらの情報を閲覧できる状態を維持する。

秘密情報及び個人情報についても、社則に基づき適切な方法により保存・管理し、業務監査等により、その実効性を確保する。

(運用状況)

取締役の職務の執行に係る情報は、法定並びに当社の「文書管理規程」に則って保管・管理しています。また、必要に応じて文書等の閲覧が可能な状態を維持しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理については、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置して、リスク管理を充実させるための各種施策を審議し、リスクへの対応状況及びリスク管理の運用状況をモニタリングする。

また、経営戦略上の重要事項については、「決裁規則」により決裁ルールを明確にし、さらに必要により、販売、輸出、品質、会計等各分野における詳細なルールを制定し、リスクの管理を行う。

リスクが顕在化した際に備え、あらかじめ緊急事態における行動指針を定めるとともに、各事業所に危機管理責任者を置き、損失を極小化するための体制を適切に整備する。

重大なリスクが顕在化した際には、あらかじめ定められた報告ルートに基づき、速やかに最高危機管理者である社長に報告する。

大規模地震等の災害や感染症のパンデミック等が発生した際に備え、あらかじめ優先的に継続又は復旧する重要業務を特定のうえ、当社の事業への影響を最低限に抑えけるとともに、復旧までの時間を短縮するための事業継続計画を定める。

(運用状況)

- ①「決裁規則」を定め、決裁ルールを明確にし、詳細なルールを定めてリスク管理を行っています。
- ②「リスク管理委員会規程」に基づき、各部門でそれぞれ想定されるリスク分析を行い、「リスク管理委員会」で必要な報告を行いました。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制として、「取締役会」を月1回定時に開催し、「取締役会規則」に則り、業務執行の決定等を行う。「取締役会」の決定に基づく業務執行を効率的に行うため、組織、職務、権限等の規則を整備する。加えて、「役員会」、「経営会議」を置き、重要な経営事項について、経営層による適切な情報伝達と審議を行う。

また、長期的ビジョンや中期経営計画及び短期経営計画に基づき各部門の目標を設定し、それにそって職務執行を効率的に行う。

(運用状況)

「取締役会」、「役員会」、「経営会議」を毎月開催し、業務執行に係る重要な意思決定を行うとともに、「臨時取締役会」を6回開催し、重要事項について協議し、機動的な意思決定を行いました。

5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、川崎重工グループの一員として、『世界の人々の豊かな生活と地球環境の未来に貢献する“Global Kawasaki”』という親会社グループの「グループミッション（果たすべき使命・役割）」、「カワサキバリュー」、「グループ経営原則」及び「グループ行動指針」に示す経営理念を具現化するために、適切な組織の構築、社内規定、ルールを整備、情報の伝達、及び適正な業務執行を確保する体制を整備・維持する。

具体的には、親会社と経営情報・技術・人材交流を行うなどにより、グループの一員としてグループ経営に資するとともに、当事業目的に相応しい独自の意思決定による企業運営を行い、法令遵守、経営の透明性を確保する。

また、親会社の常勤監査役と当社の常勤監査役が意見交換を行うなど、グループとしての統制確立に努める。

(運用状況)

①親会社である川崎重工業(株)のガスタービン・機械カンパニーが主催する「カンパニー経営会議」に社長が出席し、経営情報等の報告を行うと同時に親会社の状況説明を受けました。

また、月1回「取締役会」に親会社の非業務執行取締役、非常勤監査役が出席し、取締役会としての独自の意思決定を行い、それに従って企業運営を行いました。

②常勤監査役は、川崎重工グループの「関係会社監査役連絡会議」に出席して情報交換を行うとともに、親会社常勤監査役と定期的会合をもち、意見交換を行いました。

③関連会社である同方川崎節能設備有限公司の「財務報告に係る内部統制」への対応に関しては、監査部長が訪中して評価を行い、財務報告に係る内部統制が有効であることを確認しました。

※なお、同方川崎節能設備有限公司につきましては、平成28年10月26日に合併事業を解消しています。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置く。

(運用状況)

監査役と協議した結果、特定の補助すべき使用人を直ちには置かないものの、監査役が必要とする事務的補助は、企画室で対応することとし、実行しています。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務の執行を補助すべき使用人は監査役の指揮命令に服するものとし、その人事異動、人事考課及び懲戒処分は、監査役会の事前の同意を必要とする。

(運用状況)

監査役を補助すべき使用人を置いた場合は、監査役との協議により、その使用人の取締役からの独立性が確保される体制を整えます。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、「監査役会」で決議された監査計画及び監査業務の分担に従い、「取締役会」のほか「役員会」、「経営会議」、その他重要な会議に出席する。合わせて、監査役は必要に応じて関係資料を閲覧する。

取締役及び使用人は、これらの会議を通じてコンプライアンス・リスク管理・内部統制に関する事項を含め、当社の経営及び事業運営上の重要事項並びにその職務遂行の状況等を監査役会に対して報告する。

取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した際には、直ちにその内容を監査役会に報告する。

社則に基づき、使用人は、社内稟議の回覧を通じて、監査役会に対して業務執行に関する報告を行う。

内部監査部門及び会計監査人は、適時に、監査役会に対して、当社の監査状況についての報告及び情報交換を行う。

(運用状況)

監査役は、「取締役会」、「役員会」、「経営会議」、その他重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べている。

また、「決裁規則」に則り決裁事項の報告を受けるとともに、社長との意見交換の場を設けました。

9. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、社則において、前項8. の報告を行った者に対する不公正・不利益な取扱いの禁止を規定する。

(運用状況)

監査役に報告を行った者に対し、不公正・不利益な取扱いを行ってはならない旨を「内部統制管理規則」に定め、社内に周知を図っています。

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(運用状況)

速やかに当該費用又は債務を処理しています。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的に会合を開催するとともに、監査役は「取締役会」、「役員会」、「経営会議」、その他重要な会議に出席し、取締役の職務執行に関して直接意見を述べる。

取締役は、監査役が内部監査部門との連携を通じて、より実効的且つ効率的な監査を実施することが可能な体制の構築に協力する。

当社は、監査役の選任議案や監査役報酬について、法令・定款に従って必要な監査役会の同意又は決定を得る。

(運用状況)

取締役及び使用人は監査役が実施した、期末及び中間監査に対象部門は全面的な協力を行いました。

また、監査役は、内部統制部門が実施する内部監査が、目的にそって支障なくできているかについて確認し、その結果の報告を受けました。

さらに、監査役及び監査部長は、定期的に行われる公認会計士による各種監査時にその講評を聞くとともに、意見交換を行いました。

12. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性確保のために、当社の内部統制統括責任者である社長の指揮の下、財務に係る内部統制システムの構築と運用を行う部門として、企画室内に内部統制推進部門を設置し、さらに社長直轄の内部監査部門が、財務に係る内部統制システムの有効性の評価を実施する。

13. 反社会的勢力排除に向けた基本方針

反社会的勢力に対しては、毅然たる態度で臨み、一切の関係を持たず、一切の不当な要求等に応じないことを基本方針とし、「川重冷熱工業企業倫理規則 行動準則」に明記するとともに、平素から警察等の外部専門機関と緊密な連携をとり、担当部門を決めて会社全体として組織的に対処する。

VI. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨てております。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	10,594,565	流 動 負 債	6,209,153
現金及び預金	5,806	支払手形	493,271
受取手形	1,177,961	電子記録債務	2,264,373
電子記録債権	698,626	買掛金	1,343,213
売掛金	4,469,903	未払金	183,063
原材料	384,863	未払法人税等	200,446
仕掛品	1,421,757	未払消費税等	273,881
貯蔵品	5,032	未払費用	409,727
前払費用	25,438	前受金	219,797
繰延税金資産	283,873	賞与引当金	402,000
短期貸付金	2,114,737	受注損失引当金	252,755
未収入金	7,309	製品保証引当金	102,870
その他の流動資産	1,577	設備支払手形	42,437
貸倒引当金	△2,321	その他の流動負債	21,315
固 定 資 産	3,465,281	固 定 負 債	2,707,152
有形固定資産	(2,148,736)	退職給付引当金	2,678,412
建築物	668,297	製品保証引当金	13,000
構築物	203,385	環境対策引当金	9,930
機械装置	840,236	資産除去債務	5,810
車両運搬具	10,784	負 債 合 計	8,916,306
工具器具備品	187,517	純 資 産 の 部	
土地	230,331	株 主 資 本	5,116,025
建設仮勘定	8,185	資 本 金	1,460,500
無形固定資産	(251,176)	資 本 剰 余 金	1,228,500
商 標 権	343	資 本 準 備 金	1,228,500
ソフトウエア	220,017	利 益 剰 余 金	2,450,566
ソフトウエア仮勘定	18,258	利 益 準 備 金	168,800
電話加入権	12,557	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,281,766
投資その他の資産	(1,065,368)	別 途 積 立 金	1,000,000
投資有価証券	69,056	繰越利益剰余金	1,281,766
繰延税金資産	847,133	自 己 株 式	△23,541
その他の投資	156,356	評 価 ・ 換 算 差 額 等	27,515
貸倒引当金	△7,178	その他有価証券評価差額金	27,515
資 産 合 計	14,059,847	純 資 産 合 計	5,143,540
		負 債 純 資 産 合 計	14,059,847

損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		17,840,821
売 上 原 価		13,110,463
売 上 総 利 益		4,730,357
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,962,928
営 業 利 益		767,429
営 業 外 収 益		23,908
受 取 利 息	1,094	
受 取 配 当 金	1,845	
受 取 保 険 金	2,505	
環 境 対 策 引 当 金 戻 入 額	7,680	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	5,581	
そ の 他 の 収 益	5,201	
営 業 外 費 用		18,136
支 払 利 息	198	
固 定 資 産 除 却 損	10,291	
為 替 差 損	6,149	
そ の 他 の 費 用	1,498	
経 常 利 益		773,201
特 別 利 益		332,074
関係会社出資金売却益	238,319	
為 替 差 益	93,754	
税 引 前 当 期 純 利 益		1,105,275
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	241,000	
法 人 税 等 調 整 額	△51,025	189,974
当 期 純 利 益		915,301

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
					別途積立金	繰越利益 剰余金			
平成28年4月1日期首残高	1,460,500	1,228,500	1,228,500	168,800	1,000,000	467,144	1,635,944	△22,836	4,302,108
事業年度中の変動額									
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	—	△100,678	△100,678	—	△100,678
当 期 純 利 益	—	—	—	—	—	915,301	915,301	—	915,301
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	—	—	△705	△705
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	814,622	814,622	△705	813,916
平成29年3月31日期末残高	1,460,500	1,228,500	1,228,500	168,800	1,000,000	1,281,766	2,450,566	△23,541	5,116,025

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成28年4月1日期首残高	20,714	20,714	4,322,822
事業年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当	—	—	△100,678
当 期 純 利 益	—	—	915,301
自 己 株 式 の 取 得	—	—	△705
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	6,801	6,801	6,801
事業年度中の変動額合計	6,801	6,801	820,718
平成29年3月31日期末残高	27,515	27,515	5,143,540

個 別 注 記 表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）により評価しております。

時価のないもの……………移動平均法による原価法により評価しております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法により評価しております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

①製品・仕掛品……………個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により評価しております。

②原材料・貯蔵品……………移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により評価しております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、機械装置及び工具については、経済的耐用年数によっております。

②無形固定資産

定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(5) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③受注損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末の未引渡工事のうち、損失が発生すると見込まれ、かつ、当事業年度末時点で当該損失額を合理的に見積もることが可能な工事について、損失見積額を計上しております。

④製品保証引当金

保証期間中の製品に係る保証費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎に当事業年度の売上に対応する保証費用の見積額を計上し、保証期間に亘り均等に取崩すこととしております。また、保証期間にかかわらず当社が履行義務を負う保証工事については個別に保証費用の見積額を計上しております。

⑤退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

また、過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

⑥環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によって処理することが義務付けられているPCB廃棄物の処理に備えるため、処理費用の見積額を計上しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

……………工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

その他の工事……………工事完成基準

(7) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（追加情報）

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	7,110,128千円
(2) 関係会社に対する金銭債権	2,519,457千円
(3) 関係会社に対する金銭債務	22,697千円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	
売上高	1,142,436千円
仕入高	15,457千円
その他の営業取引高	188,799千円
営業取引以外の取引高	2,225千円

(2) 為替差益

関係会社出資金の売却代金に係る為替差益であります。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	16,830,000	—	—	16,830,000

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	50,177	1,099	—	51,276

（変動事由の概要）

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 1,099株

(3) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	100,678	6.00	平成28年3月31日	平成28年 6月30日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の 原 資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	利 益 剰 余 金	151,008	9.00	平成29年 3月31日	平成29年 6月30日

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
賞与引当金	123,381千円
未払社会保険料	19,428千円
退職給付引当金	815,882千円
受注損失引当金	77,575千円
製品保証引当金	35,532千円
その他	78,197千円
(繰延税金資産 小計)	1,149,998千円
評価性引当額	△16,804千円
(繰延税金資産 合計)	1,133,193千円
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	2,186千円
(繰延税金負債 合計)	2,186千円
繰延税金資産の純額	1,131,007千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.7%
(調 整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.4%
住民税均等割	1.9%
税額控除	△1.9%
評価性引当額	△14.0%
その他	△0.9%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.2%

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達及び運用については、川崎重工グループで運用されておりますCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）によって行っております。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に従い、債権管理部門が取引先の状況を把握し、取引先ごとに期日管理及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や貸倒の軽減を図っております。

投資有価証券は、主として業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、上場株式については四半期ごとに時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に確認しております。

営業債務である支払手形、電子記録債務、買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。また、営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社は月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額(*)	時 価 (*)	差 額
①現金及び預金	5,806	5,806	—
②受取手形	1,177,961	1,177,961	—
③電子記録債権	698,626	698,626	—
④売掛金	4,469,903	4,469,903	—
⑤短期貸付金	2,114,737	2,114,737	—
⑥投資有価証券			
その他有価証券	58,579	58,579	—
⑦支払手形	(493,271)	(493,271)	—
⑧電子記録債務	(2,264,373)	(2,264,373)	—
⑨買掛金	(1,343,213)	(1,343,213)	—
⑩未払金	(183,063)	(183,063)	—

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

①現金及び預金、②受取手形、③電子記録債権、④売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑤短期貸付金

短期貸付金はCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）の運用に伴う親会社貸付金であり、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑥投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

⑦支払手形、⑧電子記録債務、⑨買掛金、⑩未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 非上場株式（貸借対照表計上額10,477千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

8. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産について、注記すべき重要な事項はありません。

9. 持分法損益等に関する注記

関連会社に対する投資の金額	一千円
持分法を適用した場合の投資の金額	一千円
持分法を適用した場合の投資損失の金額(△)	△ 90,643千円

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種 類	会 社 等 の 名 称 又は氏名	所 在 地	資 本 金 又は出資金 (千円)	事業の内容 又は 職 業	議決権等 の被所有 割合(%)	関連当事者 との 関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
親会社	川崎重工業㈱	神戸市中央区	104,484,658	船舶海洋、車両、航空宇宙、ガスタービン・機械、プラント・環境、モーターサイクル&エンジン、精密機械、その他の各事業	直接 83.53	当社製品の販売 役員の転籍	資金の貸付	667,039	短期貸付金	2,114,737
							資金の借入	119,212		

(注) 資金の貸付、借入に係る取引は、川崎重工グループで運用されておりますCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）による資金の貸借取引であり、取引金額は期中平均残高を記載しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	306円55銭
(2) 1株当たり当期純利益	54円55銭

12. 重要な後発事象に関する注記

(単元株式数の変更及び株式併合)

当社は、平成29年4月28日開催の取締役会において、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議するとともに、平成29年6月29日開催予定の第46期定時株主総会に株式併合に関する議案を付議することを決議いたしました。

(1) 単元株式数の変更及び株式併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位である単元株式数を100株に統一することを目指しています。当社は、株式会社東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更することとし、併せて、中長期的な株価変動を勘案しつつ、全国証券取引所が望ましいとしている投資単位（5万円以上50万円未満）の水準に調整することを目的に株式併合を実施するものであります。

(2) 単元株式数の変更の内容

平成29年10月1日をもって、当社の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更いたします。

(3) 株式併合の内容

① 株式併合する株式の種類

普通株式

② 株式併合の方法・割合

平成29年10月1日をもって、平成29年9月30日の最終株主名簿に記録された株主の所有株式数を普通株式2株につき1株の割合で併合いたします。

③ 株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成29年9月30日）	16,830,000株
今回の併合により減少する株式数	8,415,000株
株式併合後の発行済株式総数	8,415,000株

(注)「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び併合割合に基づき算出した理論値です。

④ 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合は、会社法第235条の規定に基づき当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(4) 単元株式数の変更及び株式併合の日程

取締役会決議日	平成29年4月28日
株主総会決議日	平成29年6月29日
単元株式数の変更及び株式併合	平成29年10月1日

(5) 1株当たり利益情報に及ぼす影響

当該株式併合が当事業年度の期首に実施されたと仮定した場合の、当事業年度における1株当たり情報は以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成28年4月1日) (至 平成29年3月31日)
1株当たり純資産額	613円10銭
1株当たり当期純利益	109円10銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

13. その他の注記

1) 退職給付会計関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。なお、確定拠出型年金とキャッシュバランスプラン（市場金利連動型年金）を導入し、退職一時金の一部を積み立てております。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	3,600,347千円
勤務費用	224,429千円
利息費用	36,003千円
数理計算上の差異の発生額	61,400千円
退職給付の支払額	△104,761千円
退職給付債務の期末残高	3,817,419千円

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	503,595千円
期待運用収益	15,107千円
数理計算上の差異の発生額	△11,454千円
事業主からの拠出額	49,473千円
退職給付の支払額	△14,832千円
年金資産の期末残高	541,889千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	665,059千円
年金資産	△541,889千円
	123,170千円
非積立型制度の退職給付債務	3,152,360千円
未積立退職給付債務	3,275,530千円
未認識数理計算上の差異	△566,116千円
未認識過去勤務費用	△31,001千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,678,412千円
退職給付引当金	2,678,412千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,678,412千円

④ 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	224,429千円
利息費用	36,003千円
期待運用収益	△15,107千円
数理計算上の差異の費用処理額	89,024千円
過去勤務費用の費用処理額	5,997千円
その他	3,704千円
確定給付制度に係る退職給付費用	344,051千円

⑤ 年金資産に関する事項

(イ) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

株式	10%
債券	37%
一般勘定	35%
その他	18%
合 計	100%

(ロ) 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑥ 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.9%
長期期待運用収益率	3.0%
予想昇給率	6.7%

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、16,901千円であります。

2) 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社が保有する有形固定資産の中には、その解体・撤去時に「石綿障害予防規則」に基づく処理が必要なアスベストが含まれているものがあり、当該処理費用（固定資産の使用中に修繕を通じて前述の有害物質が除去されるものを除く）について資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の算定方法

耐用年数が経過しているものの使用可能であり、今後も用役提供から除外される予定がない等であるため、割引計算を実施せず、合理的に見積られた金額を資産除去債務に計上しております。

なお、PCBが含まれている有形固定資産については用役提供から除外されているため、その処理費用は環境対策引当金に計上しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	15,310千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	一千円
時の経過による調整額	一千円
資産除去債務の履行による減少額	一千円
その他増減額（注）	△9,500千円
期末残高	5,810千円

（注）「その他増減額」は、用役提供から除外されたことによる環境対策引当金への振替額であります。

（注）本計算書類中の記載金額は表示単位未満を切り捨てております。

独立監査人の監査報告書

平成29年 5 月 15 日

川重冷熱工業株式会社

取締役会 御中

有 限 責 任 あ ず さ 監 査 法 人

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 基 博 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 青 木 靖 英 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、川重冷熱工業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

第46期 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人、親会社の監査役その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む）の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月15日

川重冷熱工業株式会社 監査役会

社外監査役（常勤） 内 藤 剛 ㊞

社外監査役 東 風 龍 明 ㊞

監査役 板 井 敏 幸 ㊞

監査役 横 山 慎 二 ㊞

以 上

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

I. 議決権の代理行使の勧誘者

川 重 冷 熱 工 業 株 式 有 限 公 司

代表取締役社長 能 美 伸 一 郎

II. 議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当につきましては、当期純利益及び経営体質強化のための内部留保の水準等を総合的に勘案いたしまして、3円増配して、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金9円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は151,008,516円となります。
- ② 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合を行う理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成30年10月1日までに、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを目指しております。

当社は東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、平成29年4月28日開催の取締役会決議をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、当社株式について、中長期的な株価変動等を勘案しつつ投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（2株を1株に併合）を実施するものであります。

なお、上記の単元株式数の変更は、本議案が原案どおり承認可決されることを条件に、平成29年10月1日をもって、その効力が発生することとしております。

2. 併合の割合

当社普通株式について、2株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合後の発行済株式総数は8,415,000株となります。

また、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

3. 株式併合の効力発生日

平成29年10月 1 日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

28, 000, 000株

なお、株式の併合を行うことにより、会社法第182条第2項の定めに基づき、その効力発生日に発行可能株式総数に係る定款の変更をしたものとみなされます。

【ご参考】

本議案が原案どおり承認可決された場合には、平成29年10月 1 日をもって、当社定款の一部が次のとおり変更されることとなります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>5,600</u> 万株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>2,800</u> 万株とする。
(単元株式数) 第8条 当会社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株 とする。	(単元株式数) 第8条 当会社の単元株式数は、 <u>100</u> 株 とする。

第3号議案 取締役8名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員8名の任期が満了いたしますので、あらためて取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の 数	会社との 特 別 の 利害関係
はる なが ただし 治 良 整 (昭和30年8月4日生)	昭和56年4月 川崎重工業㈱入社 平成11年4月 同社ジェットエンジン事業部海外業務部第一 業務グループ長 平成14年4月 出向 Kawasaki Gas Turbine Europe GmbH 平成18年10月 川崎重工業㈱がスタービン・機械カンパニーが スタービン・エンジンセンター産業がスタービンシステム総 括部システム業務部海外業務課長 平成23年5月 出向 Kawasaki Motors Corp., U.S.A. 平成26年6月 当社出向 理事 営業・サービス総括室付 平成26年6月 当社出向 取締役（営業・サービス総括室 長） 平成26年7月 当社転籍 取締役（営業・サービス総括室 長） 平成28年6月 当社取締役（技術総括および品質保証 担当） 現在に至る	7,000株	なし
のう み しんいちろう 能 美 伸一郎 (昭和29年10月30日生)	昭和56年4月 川崎重工業㈱入社 平成16年4月 同社がスタービン・エンジンセンター産業がスタービン システム総括部システム業務部業務グループ長 平成18年10月 出向 Kawasaki Gas Turbine Europe GmbH 平成21年4月 川崎重工業㈱理事がスタービン・エンジンセンター 産業がスタービンシステム総括部システム業務部長 兼 コストダウン推進室長 平成22年4月 同社理事がスタービン・エンジンセンター 産業がスタービンシステム総括部長 兼 コス トダウン推進室長 平成23年4月 同社理事がスタービン・エンジンセンター副センター長 兼 産業がスタービンシステム総括部長 平成25年4月 同社理事がスタービン・機械カンパニー エネルギーソリューション本部長 平成27年1月 同社理事嘱託がスタービン・機械カンパニー付 平成27年4月 当社出向 理事 技術総括室副室長 平成27年6月 当社出向 取締役（技術総括室長） 平成27年7月 当社転籍 取締役（技術総括室長） 平成28年6月 当社代表取締役社長 現在に至る 平成28年1月 同方川崎節能設備有限公司 董事 平成28年10月 同方川崎節能設備有限公司 董事 退任 現在に至る	2,000株	なし

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の 数	会社との 特 別 の 利 害 関 係
しの はら すすむ 篠 原 進 (昭和34年 6 月 2 日生)	昭和58年 4 月 当社入社 平成16年 4 月 当社空調技術総括室空調技術部長 平成19年 4 月 当社技術総括室長 平成23年 4 月 当社営業・サービス総括室副室長 平成26年 6 月 当社理事 生産総括室長 平成27年 6 月 当社取締役（生産総括室長、品質保証担当） 平成28年 6 月 当社取締役（生産総括室長） 現在に至る	3,000株	なし
かい ざわ まさ ひと 螺 澤 雅 人 (昭和35年 5 月 20日生)	昭和58年 4 月 川崎重工工業㈱入社 平成15年 4 月 同社財務経理部全社経理グループ長 平成15年 7 月 同社財務経理部主計グループ長 平成16年11月 同社航空宇宙カンパニー企画本部管理部 基幹職 平成21年 5 月 同社企画管理本部関連企業総括部 基 幹職 平成24年 9 月 同社監査部業務監査課長 平成22年 6 月 当社社外取締役 平成24年 6 月 当社社外取締役退任 平成26年10月 当社出向 企画室副室長 平成27年 4 月 当社出向 企画室副室長 兼 経営管 理部長 平成28年 6 月 当社出向 取締役（企画室長 兼 経営 管理部長） 平成29年 4 月 当社出向 取締役（企画室長） 現在に至る	0株	なし
うえ むら ひろし 植 村 博 (昭和36年 7 月 29日生)	昭和59年 4 月 当社入社 平成13年 4 月 当社広島支店長 平成16年 4 月 当社営業・サービス総括室東京支社長 平成21年 4 月 当社企画室経営管理部長 平成25年 1 月 出向 同方川崎節能設備有限公司 総経 理 平成25年 4 月 当社理事 出向 同方川崎節能設備有限 公司 総経理 平成28年 4 月 当社理事 営業・サービス総括室副室長 平成28年 6 月 当社取締役（営業・サービス総括室長） 現在に至る	4,000株	なし

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の 数	会社との 特 別 の 利害関係
ほそ かわ かつ のり 細 川 勝 伸 (昭和39年11月17日生)	昭和62年4月 川崎重工工業㈱入社 平成16年6月 同社総務部保険グループ長 平成20年10月 同社がスタービシ・機械カンパニー機械ビジネス センター管理部業務課長 平成22年9月 同社がスタービシ・機械カンパニー機械ビジネス センター管理部 企画・管理課長 兼 企画 本部企画部 基幹職 平成24年4月 同社がスタービシ・機械カンパニー機械ビジネス センター管理部長 兼 企画本部管理部 基幹職 平成28年4月 同社理事がスタービシ・機械カンパニー企画本 部長 兼 企画部長 現在に至る 平成28年6月 当社取締役 現在に至る	0株	なし
さか べ しやう いち 坂 部 彰 一 (昭和26年1月1日生)	昭和48年4月 川崎重工工業㈱入社 平成9年6月 同社機械・環境・エネルギー事業本部イン 事業部管理部管理課長 平成10年4月 同社機械・環境・エネルギー事業本部イン 事業部管理部管理・経理グループ長 平成12年10月 同社プラントエンジニアリング事業本部ワークス プラント事業部管理部長 兼 管理・経理グ roup長 平成17年4月 同社休職 川崎エンジニアリング㈱出向 平成19年3月 川崎重工工業㈱退職 平成19年4月 川崎設備工業㈱執行役員 管理本部長 平成19年6月 同社常務取締役管理本部長 平成24年6月 同社代表取締役社長 平成28年6月 同社代表取締役会長 平成29年6月 同社相談役（予定） 現在に至る	0株	なし
あき おか みのる 秋 岡 稔 (昭和26年6月15日生)	昭和51年4月 川崎重工工業㈱入社 平成7年4月 同社機械事業本部精機事業部管理部管 理課長 平成11年4月 同社汎用機事業本部精機事業部管理部 管理グループ長 兼 企画室関連企業 部 参与 平成13年4月 同社がスタービシ・機械カンパニー企画本部管 理部 基幹職 兼 精機ビジネスセンター業 務部長 兼 精機ビジネスセンター業務部管 理グループ長 平成21年4月 同社理事 企画管理本部経理部長 平成22年4月 同社執行役員 財務本部長 平成26年4月 同社嘱託 総務本部 平成27年3月 同社退職 現在に至る	0株	なし

(注) 1. 坂部彰一、秋岡稔の両氏は新任の候補者であります。

2. 坂部彰一、秋岡稔の両氏は社外取締役候補者であります。
3. 坂部彰一氏は、平成29年6月27日開催予定の川崎設備工業株式会社定時株主総会終結時をもって取締役を退任し、相談役に就任する予定であります。
4. (1) 坂部彰一氏を社外取締役候補者とした理由
坂部彰一氏は、川崎設備工業株式会社で社長・会長を歴任し、豊富な経営経験と空調設備業界についての見識を有しております。これらの点を踏まえ、社外取締役として業務執行の監督、並びに企業価値向上に十分な役割を果たしていただけるものと判断したため、同氏を社外取締役候補者とするものであります。
- (2) 秋岡稔氏を社外取締役候補者とした理由
秋岡稔氏は、川崎重工工業株式会社において管理部門を長く経験し、また、経理部長・財務本部長を務められ経理・財務に関する深い見識を有しております。これらの点を踏まえ、社外取締役として当社の経営を監督、並びにコーポレート・ガバナンスの強化に十分な役割を果たしていただけるものと判断したため、同氏を社外取締役候補者とするものであります。
なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
- (3) 秋岡稔氏は、過去5年間に当社の特定関係事業者（親会社の川崎重工工業㈱）の業務執行者であったことがあります。
5. 坂部彰一、秋岡稔の両氏が選任されますと、当社は坂部彰一、秋岡稔の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
非業務執行取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負うこととなります。
6. 当社は、細川勝伸氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏が再選された場合、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
非業務執行取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負うこととなります。
7. 各候補者の現在及び過去5年間の親会社（川崎重工工業㈱）またはその子会社等での業務執行者としての地位及び担当は、上表に記載しております。
8. 坂部彰一、秋岡稔の両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第4号議案 監査役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役 板井敏幸、横山慎二の両氏が辞任いたしますので、あらためて監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の 数	会社との 特別の 利害関係
おん づか あき お 恩 塚 昭 雄 (昭和38年7月2日生)	昭和61年4月 川崎重工業㈱入社 平成18年4月 同社カスタービション・機械カンパニー カスタービション・ビジネスセンター資材部機器課長 平成25年4月 同社カスタービション・機械カンパニー カスタービション・ビジネスセンター資材部長 兼 資材部企画課長 平成29年4月 同社カスタービション・機械カンパニー コンブライアンス部長 現在に至る	0株	なし
かわ もと かず ひろ 川 本 和 弘 (昭和43年5月4日生)	平成4年4月 川崎重工業㈱入社 平成4年6月 同社人事本部労働部労働企画課 平成10年6月 同社汎用機事業本部明石事務所勤務グループ 平成14年7月 同社人事労政部人事・教育グループ 平成20年4月 同社関連企業部 基幹職 平成25年10月 同社航空宇宙カンパニーコンブライアンス部 兼 航空宇宙カンパニー企画本部経営企画部企画課 基幹職 平成26年3月 同社企画本部関連企業総括部 基幹職 現在に至る 平成27年6月 当社社外監査役 平成28年3月 当社社外監査役辞任 現在に至る	0株	なし

- (注) 1. 恩塚昭雄氏は、新任の候補者であります。川本和弘氏は、再任の候補者であります。
2. 恩塚昭雄、川本和弘の両氏が選任されますと、当社は恩塚昭雄、川本和弘の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は次のとおりであります。
- 監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負うこととなります。
3. 各候補者の現在及び過去5年間の親会社（川崎重工業㈱）またはその子会社等での業務執行者としての地位及び担当は、上表に記載しております。

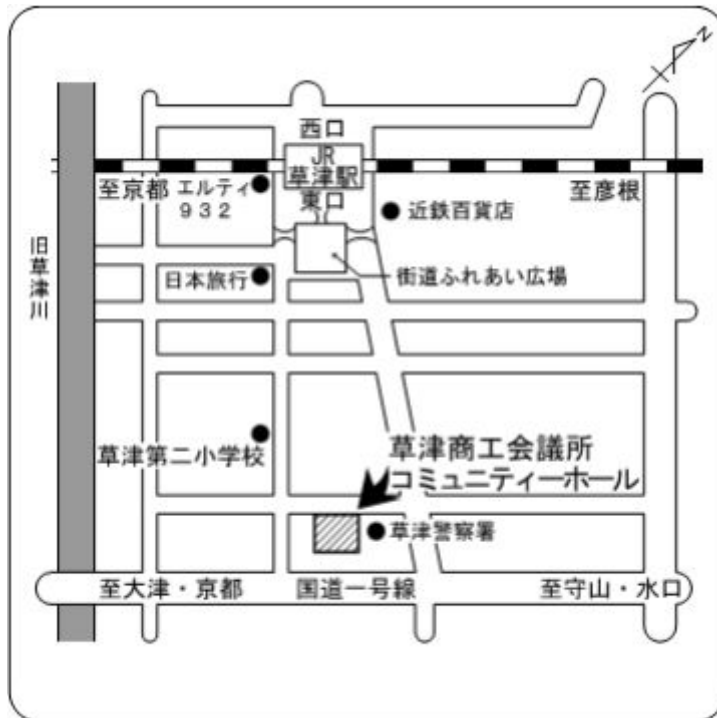
以 上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図

会 場 草津市大路 2 丁目 11—51
草津商工会議所 コミュニティーホール

交 通 JR東海道線（琵琶湖線）「草津駅」下車徒歩約 9 分



（注）駐車場は手狭のため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。